

新旧対照表

新	旧
旅行業法第 19 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に基づく 旅行業者等及び旅行サービス手配業者の不利益処分 の基準について 旅行業法（以下「法」という。）に基づく、旅行業者及び旅行業者 代理業者（以下「旅行業者等」という。）並びに旅行サービス手配 業者に対する不利益処分の基準は、旅行業法施行規則（昭和 46 年 運輸省令第 61 号）及び旅行業法関係事務取扱要領（平成 12 年 4 月 1 日制定）に定めるものの他、下記に定めるところによる。 1 不利益処分の基準について 法第 19 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による不利益処分 を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施す るものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置き されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直 ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置され ている違反に対しては、まず、行政指導を行い、それでも是正され ない場合に業務停止処分を科すこととする。 2 不利益処分の軽減について 業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の（1）か ら（3）のすべてに該当する場合には 2 分の 1 を超えない範囲で、	旅行業法第 19 条第 1 項及び第 37 条第 1 項に基づく 旅行業者等及び旅行サービス手配業者の不利益処分 の基準について 旅行業法（以下「法」という。）に基づく、旅行業者及び旅行業者 代理業者（以下「旅行業者等」という。）並びに旅行サービス手配 業者に対する不利益処分の基準は、旅行業法施行規則（昭和 46 年 運輸省令第 61 号）及び旅行業法関係事務取扱要領（平成 12 年 4 月 1 日制定）に定めるものの他、下記に定めるところによる。 1 不利益処分の基準について 法第 19 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による不利益処分 を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施す るものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置き されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直 ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置され ている違反に対しては、まず、行政指導を行い、それでも是正され ない場合に業務停止処分を科すこととする。 2 不利益処分の軽減について 業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の（1）か ら（3）のすべてに該当する場合には 2 分の 1 を超えない範囲で、

新	旧
(1) 及び (2) 又は (3) に該当する場合には 4 分の 1 を超えない範囲で、(1) のみ又は (2) 及び (3) のみに該当する場合には 8 分の 1 を超えない範囲で、1 の業務の停止の期間を短縮することができる。 (1) 現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと (2) 過去 10 年以内に不利益処分を受けたことがないこと (3) 再発防止のための体制を既に構築したと認められること 3 不利益処分の加重等について 不利益処分を受けた旅行業者等及び旅行サービス手配業者が、当該不利益処分から 5 年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2 分の 3 を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 4 不利益処分の対象となる営業所について 業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、	(1) 及び (2) 又は (3) に該当する場合には 4 分の 1 を超えない範囲で、(1) のみ又は (2) 及び (3) のみに該当する場合には 8 分の 1 を超えない範囲で、1 の業務の停止の期間を短縮することができる。 (1) 現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと (2) 過去 10 年以内に不利益処分を受けたことがないこと (3) 再発防止のための体制を既に構築したと認められること 3 不利益処分の加重等について 不利益処分を受けた旅行業者等及び旅行サービス手配業者が、当該不利益処分から 5 年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2 分の 3 を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 4 不利益処分の対象となる営業所について 業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、

新	旧
複数の営業所を有する旅行業者等及び旅行サービス手配業者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科することができることとする。	複数の営業所を有する旅行業者等及び旅行サービス手配業者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科することができることとする。
5 登録の取消について 不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積 60 日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。	5 登録の取消について 不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積 60 日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。
6 不利益処分の一時実施猶予について 不利益処分を科す場合においても、旅行者保護の観点から、既に締結された旅行契約及び旅行サービス手配業務に係る契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続し得るものとする。	6 不利益処分の一時実施猶予について 不利益処分を科す場合においても、旅行者保護の観点から、既に締結された旅行契約及び旅行サービス手配業務に係る契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続し得るものとする。
7 不利益処分後の関係行政庁等への通知について 旅行業者等に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）及び当該旅行業者等が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。旅行サービス手配業者に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）に対して通知するものとする。	7 不利益処分後の関係行政庁等への通知について 旅行業者等に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）及び当該旅行業者等が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。旅行サービス手配業者に不利益処分を行った場合は、その内容などを、関係都道府県（当該処分業者のその他の営業所を管轄する都道府県）に対して通知するものとする。

新	旧
附則 この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。 附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。 附則 この基準は、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。 <u>附則</u> <u>この基準は、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。</u>	附則 この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。 附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。 附則 この基準は、平成 30 年 6 月 13 日から適用する。

新旧対照表（別表）

新						旧					
別表						別表					
		根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則			根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に係るもの	1	法第3条	登録違反	—	1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科	登録に係るもの	1	法第3条	登録違反	—	1年以下の <u>懲役</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2	法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科		2	法第3条、第6条の3第1項又は第6条の4第1項	不正の手段による新規登録、変更登録、更新登録	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>懲役</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3	法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科		3	法第6条の4第1項	業務範囲の変更に係る違反	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>懲役</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4	法第7条第3項、第9条第6項	供託未届の状態で事業を実施(当該旅行業)	60日間の業務停止又は登録の取消	100万円以下の罰金		4	法第7条第3項、第9条第6項	供託未届の状態で事業を実施(当該旅行業)	60日間の業務停止又は登録の取消	100万円以下の罰金

新						旧					
		又は第11条	者を所属旅行者とする旅行者代理業者を含む。)					又は第11条	者を所属旅行者とする旅行者代理業者を含む。)		
	5	法第14条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科		5	法第14条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>懲役</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	6	法第14条の3第1項	所属旅行者以外の旅行者の業務の取扱い	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科		6	法第14条の3第1項	所属旅行者以外の旅行者の業務の取扱い	60日間の業務停止又は登録の取消	1年以下の <u>懲役</u> 若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	7	法第6条の4第3項又は第27条第1項	登録事項変更未届け等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		7	法第6条の4第3項又は第27条第1項	登録事項変更未届け等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	8	法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは50万円以下の罰金、又は併科		8	法第19条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当	是正されるまで業務の停止又は登録の取消	6月以下の <u>懲役</u> 若しくは50万円以下の罰金、又は併科

新						旧					
			していたことが 登録後に判明						していたことが 登録後に判明		
	9	法第23条	登録違反	—	1年以下の拘 禁刑若しくは1 00万円以下 の罰金、又は 併科		9	法第23条	登録違反	—	1年以下の懲 役若しくは10 0万円以下の 罰金、又は併 科
	10	法第23条	不正の手段に よる新規登録	60日間の業 務停止又は登 録の取消	1年以下の拘 禁刑若しくは1 00万円以下 の罰金、又は 併科		10	法第23条	不正の手段に よる新規登録	60日間の業 務停止又は登 録の取消	1年以下の懲 役若しくは10 0万円以下の 罰金、又は併 科
	11	法第32条	名義貸し、営業 の貸渡し等	60日間の業 務停止又は登 録の取消	1年以下の拘 禁刑若しくは1 00万円以下 の罰金、又は 併科		11	法第32条	名義貸し、営業 の貸渡し等	60日間の業 務停止又は登 録の取消	1年以下の懲 役若しくは10 0万円以下の 罰金、又は併 科
	12	法第37条 第1項第2 号	登録後に登録 拒否事由に該 当、登録時拒 否事由に該当 していたことが 登録後に判明	是正されるま での業務停止 又は登録の取 消	6月以下の拘 禁刑若しくは5 0万円以下の 罰金、又は併 科		12	法第37条 第1項第2 号	登録後に登録 拒否事由に該 当、登録時拒 否事由に該当 していたことが 登録後に判明	是正されるま での業務停止 又は登録の取 消	6月以下の懲 役若しくは50 万円以下の罰 金、又は併科

新						旧					
事業の実施体制に係るもの	13	法第10条	取引高未報告等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金	事業の実施体制に係るもの	13	法第10条	取引高未報告等	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	14	法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不在	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		14	法第11条の2第1項又は第2項	旅行業務取扱管理者不在	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	15	法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止	なし		15	法第11条の2第1項	旅行業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→18日間の業務停止	なし
	16	法第11条の2第4項	他営業所との管理者の兼務（地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く）	行政指導→6日間の業務停止	なし		16	法第11条の2第4項	他営業所との管理者の兼務（地域限定旅行者で兼務が可能な場合を除く）	行政指導→6日間の業務停止	なし
	17	法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし		17	法第11条の2第7項	旅行業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
	18	法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		18	法第12条の2第1項	認可を受けていない旅行業約款の使用	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

新					旧				
19	法第12条 第1項又は 第3項	取扱料金(企画 旅行に係るもの 以外)非揭示	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金	19	法第12条 第1項又は 第3項	取扱料金(企画 旅行に係るもの 以外)非揭示	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金
20	法第12条 の2第3項	約款非揭示等	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金	20	法第12条 の2第3項	約款非揭示等	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金
21	法第12条 の6第1項	外務員規定違 反	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金	21	法第12条 の6第1項	外務員規定違 反	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金
22	法第12条 の9第1項 及び第2 項	標識非揭示等	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金	22	法第12条 の9第1項 及び第2 項	標識非揭示等	行政指導→1 8日間の業務 停止	30万円以下 の罰金
23	法第14条 の2第3項	受託契約不備	行政指導→1 8日間の業務 停止	なし	23	法第14条 の2第3項	受託契約不備	行政指導→1 8日間の業務 停止	なし
24	法第28条 第1項又は 第2項	旅行サービス 手配業務取扱 管理者不在	18日間の業 務停止	30万円以下 の罰金	24	法第28条 第1項又は 第2項	旅行サービス 手配業務取扱 管理者不在	18日間の業 務停止	30万円以下 の罰金
25	法第28条 第1項	旅行サービス 手配業務取扱 管理者の職務 義務違反	行政指導→1 8日間の業務 停止	なし	25	法第28条 第1項	旅行サービス 手配業務取扱 管理者の職務 義務違反	行政指導→1 8日間の業務 停止	なし

新						旧					
旅行者等に対する取引行為に係るもの	26	法第28条第4項	他営業所との管理者の兼務	行政指導→6日間の業務停止	なし	旅行者に対する取引行為に係るもの	26	法第28条第4項	他営業所との管理者の兼務	行政指導→6日間の業務停止	なし
	27	法第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし		27	法第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→6日間の業務停止	なし
	28	法第33条	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→18日間の業務停止	50万円以下の罰金		28	法第33条	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→18日間の業務停止	50万円以下の罰金
	29	法第12条の4	取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→6日間の業務停止	なし		29	法第12条の4	取引条件説明不実施、書面不交付	行政指導→6日間の業務停止	なし
	30	法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		30	法第12条の5	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	31	法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		31	法第12条の7	募集型企画旅行広告規定違反	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	32	法第12条の8	誇大広告	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		32	法第12条の8	誇大広告	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金

新						旧					
	33	法第12条の10	旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし		33	法第12条の10	旅程管理不実施	18日間の業務停止	なし
	34	法第12条の11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→6日間の業務停止	なし		34	法第12条の11	旅程管理主任者規定違反	行政指導→6日間の業務停止	なし
	35	法第13条第1項	禁止行為(取扱料金を超えた料金收受、故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		35	法第13条第1項	禁止行為(取扱料金を超えた料金收受、故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	36	法第13条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし		36	法第13条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	37	法第13条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為のあつ旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし		37	法第13条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為のあつ旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
	38	法第14条の3第2項	所属旅行業者非明示	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		38	法第14条の3第2項	所属旅行業者非明示	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金

新						旧					
その他	39	法第30条	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金		39	法第30条	契約書面不交付	行政指導→18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	40	法第31条第1項	禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		40	法第31条第1項	禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	41	法第31条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし		41	法第31条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→6日間の業務停止	なし
	42	法第31条第3項	禁止行為(信用失墜行為)	18日間の業務停止	なし		42	法第31条第3項	禁止行為(信用失墜行為)	18日間の業務停止	なし
	43	法第19条第1項又は第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止又は登録の取消	6月以下の <u>拘禁刑</u> 若しくは50万円以下の罰金、又は併科	その他	43	法第19条第1項又は第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止又は登録の取消	6月以下の <u>懲役</u> 若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	44	法第18条の3又は第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		44	法第18条の3又は第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	45	法第70条第1項及び第3項	虚偽報告等及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金		45	法第70条第1項及び第3項	虚偽報告等及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

新	旧
(注1) 14から28の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2.の規定により、期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。 14日以内 0日 15日以上 3日 1ヶ月以内 1ヶ月以上 5日 6ヶ月以内 6ヶ月以上 10日 1年以内 1年以上 15日 (注2) 37及び42の違反については、違反行為が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2.の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。	(注1) 14から28の違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2.の規定により、期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。 14日以内 0日 15日以上 3日 1ヶ月以内 1ヶ月以上 5日 6ヶ月以内 6ヶ月以上 10日 1年以内 1年以上 15日 (注2) 37及び42の違反については、違反行為が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2.の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。